

婦人の社会的地位の向上を図りましょう



学ぶ

市の各種講座などには、多くの婦人が受講生として参加しています。



本市の取り組み

昭和六十年の国勢調査によると、市の就業者数は二十二万七千人のうち、婦人は九万二千人で、四十・五%を占めています。

▽労働婦人センターの建設
昭和五十五年四月に、教育委員会内に、新しく婦人青少年課を設置し、従来よりも、きめ細かな業務が推進できるようになります。

▽勤労婦人や家庭婦人の福祉の建設

「鹿児島市の婦人に関する施策への提言」の概要

「婦人のあらゆる分野への参加を促進し、その社会的地位の向上を図ることとともに、健康の保持増進や安定した生活基盤の確立を目指す」ことなどを基本方針とし、この方針のもとに、「施策の方向」として、①婦人問題啓発と婦人行政推進体制の充実、②あらゆる分野への婦人の参加の促進、③男女平等の理念に基づく教育と婦人の学習機会の充実、④女子労働者の労働条件整備等福祉の向上、⑤育児環境の整備、⑥母性の保護と健康の保持増進の充実、⑦母子・寡婦家庭の生活の安定と福祉の充実、⑧老後における生活の安定と福祉の向上、という8項目にわたって提言がなされています。

また、当面取り組むべき具体的な施策として、広報紙などによる婦人問題に関する意識啓発や婦人に関する施策の周知なども示されています。

増進を図るために、地域における婦人の福祉に関する事業を総合

的に行う施設として、昭和五十五年四月に鹿児島市勤労婦人センターがオープンしました。

▽婦人会館の建設
今年の一月には、婦人の研修、その他社会教育活動の促進によ

働く
昭和五十年前の昭和四十七年（一九七二年）の国際連合総会で、昭和五十年（一九七五年）を「国際婦人年」とすることが決定されました。

○国際婦人年

今から十五年前の昭和四十七年（一九七二年）の国際連合総会で、昭和五十年（一九七五年）を「国際婦人年」とすることが決定されました。

○国連婦人の十年

昭和五十年、六月七月の国際婦人年世界会議で「世界行動計画」が採択されました。さらに十二月の国際連合総会では、昭和五十年から六十年の十年間

婦人は九万二千人で、四十・五%を占めています。
昭和六十年の国勢調査によると、市の就業者数は二十二万七千人のうち、婦人は九万二千人で、四十・五%を占めています。

婦人年世界会議で「世界行動計画」が採択されました。さらに十二月の国際連合総会では、昭和五十年から六十年の十年間

を「国連婦人の十年」とすることが宣言され、世界各国の政府民間団体はともに、婦人の地位向上のために取り組むことになりました。

○ナイロビ将来戦略

国連婦人の十年の最終年である昭和六十年には、アフリカのナイロビで世界婦人会議が開かれ、「西暦二〇〇〇年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」いわゆる「ナイロビ将来戦略」が採択され、西暦二〇〇〇年に向けてさらに取り組みを進めいくことが決定されました。

○法制上の婦人の地位の向上

我が国では、昭和五十年に婦人問題企画推進本部が総理府に設置されました。そして、昭和五十二年には「国内行動計画」が策定され、女子差別撤廃条約の批准をはじめ、男女平等についての諸法の整備が進められました。

また、「婦人週間」や「社会の風紀環境を浄化する運動」など、婦人に向けて様々な啓発活動も毎年行われています。

▽新国内行動計画の策定
このように制度上の枠組みは整つてきましたが、今後西暦二〇〇〇年に向けての十数年間は、制度上ののみならず実際上の婦人の地位向上を図っていくための時期として位置付けられ、「西暦二〇〇〇年に向けての新国内行動計画」が今年の五月に策定されました。この計画は、「ナイロビ将来戦略」の国内施策への取り入れを図るとともに、二十一世紀に向けて長期的展望に立つて推進すべき婦人関係施策の基本的方向を示すものとされています。

▽法律一覧メモ
○離婚後も婚姻中の姓が名乗れます（民法改正）
昭和五十一年の改正により、離婚の日から三ヶ月以内に届け出せば、引き続き婚姻中の姓を名乗れるようになりました。

○配偶者の相続分が引き上げられます（民法改正）

一夫婦当たりの子供の数の減少や婦人の家庭における貢献度の社会的評価の高まりを反映して、昭和五十六年から相続分が引き上げられました。

○父系血統主義から父母両系血統主義へ（国籍法改正）

昭和六十一年から、サラリーマンの妻も国民年金に全員加入することによって、万一の事態が生じたときにも年金を受けられるようになりました。

○男女雇用機会均等法が制定されました（昭和六十一年施行）

女子労働者が、雇用の分野で男子と均等な機会を得、その意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられるようになります。これが目的として制定されました。

近年、出生数の減少に伴う子育て期間の短縮や平均寿命の延びなどによって、婦人のライフサイクルも大きく変わり（下図参照）、社会の様々な分野に婦人の参加が増加しています。

一方、「国際婦人年」を契機に、婦人の社会的地位向上のための行動が世界各国で展開されてきました。そして、「ナイロビ将来戦略」や「新国内行動計画」が新たに策定され、世界で、日本で、二十一世紀に向けて長期的展望に立った婦人関係の施策が進められるようになりました。

そこで、今回、婦人に関する行政の取り組みについて特集してみました。

世界の動き

そこで、今回、婦人に関する行政の取り組みについて特集してみました。

法律一覧メモ

昭和六十年から、父母のどちらが日本人なら、その子供も日本の国籍を取得できる父母両親の年金権が確立されました（国民年金法改正）

昭和六十一年から、サラリーマンの妻も国民年金に全員加入することによって、万一の事態が生じたときにも年金を受けられるようになりました。

